

<http://www.age.ac/~chigakuk/saisoku.html>

編集についての細則

1. 原稿の提出及び受付け

- (1) 筆頭著者として「地学教育」に投稿することができるのは本会会員に限る。ただし、特集号等における依頼原稿の投稿に関しては会員・非会員を問わない。また、論文の内容は著者の責任とする。
- (2) 他の学術雑誌、出版物に掲載済または投稿中の原稿は本誌に投稿できない。
- (3) 原著論文・総説論文・資料論文・解説論文の原稿の構成は、本文、必要に応じて図・表・図版、そして要旨及びキーワードからなる。
- (4) 原稿の作成、及び投稿の手続きは別に定める投稿規定、及び原稿の作成方法による。
- (5) 原稿の投稿手段として、電子メール添付、郵便等による方法の二つがある。
- (6) 編集委員会は、投稿資格を確認し、受取った投稿原稿の受付け年月日を記録する。その後、投稿者に原稿受付けを通知し、審査の過程に入る。
- (7) 編集委員会は、会員または非会員に原稿を依頼することができる。

2. 原稿の審査及び受理

- (1) 編集委員会は、投稿資格や原稿の形式などについて投稿規定に従っているか確認・判断ののち、受け付ける。原稿としての準備が著しく不足しているものは、編集委員会の判断で受け付けない。
- (2) 編集委員会は、受付けた原稿について担当編集委員を決める。
- (3) 原著論文・総説論文には査読者2名を、資料論文・解説論文には査読者1名をつける。査読者は会員または非会員に依頼する。
- (4) 担当編集委員は、査読の必要な論文について、査読者に原稿を送付して、「直ちに掲載可」「わずかな修正で掲載可」「一部を修正で掲載可」「大幅な修正が必要」「掲載不适当」の判断を依頼する。地学教育という範疇に適したものか、投稿規定に従っているか、表題は内容を正しく伝えているか、図・表の体裁・数・内容・本文中の扱いなどは適当か、引用文献等、先行研究への言及は適当か、科学的内容に誤りはないか、また適切に説明されているか、二

重投稿や個人情報保護上の問題など、倫理上の問題がありうるかを中心に、総合しての判断をお願いする。

- (5) 編集委員会は、査読の必要な論文について、査読者の判断を基にして、編集委員会の責任で「掲載可」、「小修正」、「大幅な修正」、「掲載不相当」の4段階を明記した審査結果を作成し、著者に送る。
- (6) 査読は原則として初回のみお願いし、修正原稿での査読意見への対応状況は編集委員会が確認する。修正が大幅で再査読が必要と編集委員会が判断した場合、修正原稿で再査読を行う。
- (7) 編集委員会は、「掲載可」と判断できた原稿を受理とし、投稿者等にその旨を通知し、必要に応じてさらに修正を求めた上で、印刷手続きを開始する。
- (8) 編集委員会が修正を求めて著者へ返却した原稿は、3ヶ月以内に戻らない場合には、投稿を取り下げたと判断することがある。
- (9) 編集委員会は、掲載不適と判断した原稿については、その理由を明らかにした文書を付して、郵送された原稿があればそれを著者に返却する。

3. 論文の印刷・校正

- (1) 論文の掲載の順序は、原則として受理の順とする。
- (2) 会費・印刷代金など、本会に納入すべきものを滞納している会員の原稿は、それが納入されるまで掲載を延期することがある。
- (3) 初校正は原則として著者が行うが、会誌発行の時間的制約が著しいときは、著者に了解を求め編集委員会が校正を行うことができる。
- (4) 著者は手持ちの原稿と照合して校正を行い、原則として1週間以内に返送すること。また、原稿の書き換えは認めない。

4. 別刷

- (1) 原稿が掲載されたら、別刷購入の希望の有無と希望部数を著者に確認する。別刷は50部以上10部単位で希望する部数を作成し、印刷費用及び送料は著者負担とする。

5. 原稿の返却

- (1) 受理原稿は、原則として返却しない。郵送された図表や写真の原図・原版などで返却を希望するものについては、赤字で「要返却」と受理原稿送付時に明記する。

- (2) 返却を希望する場合は,受理原稿送付の際に送料分の切手を貼り宛名を明記した封筒を同封する.

6. 査読者

- (1) 査読者は編集委員会が委嘱する.
- (2) 査読者は年度終了後に公表する.